

保存期間：10年
（平成35年末）
平成25年2月26日

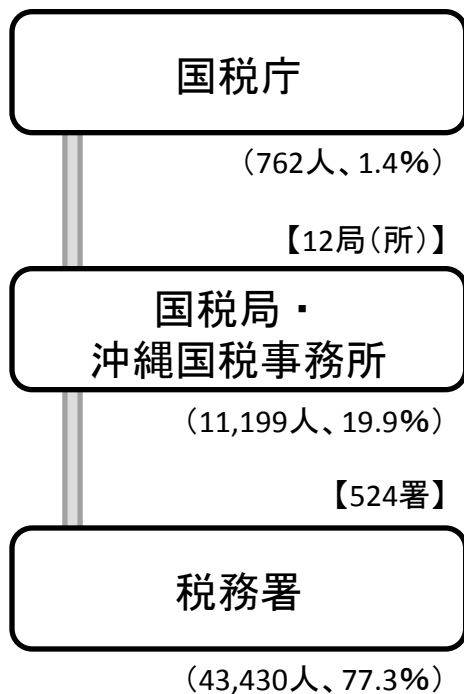
資料

4

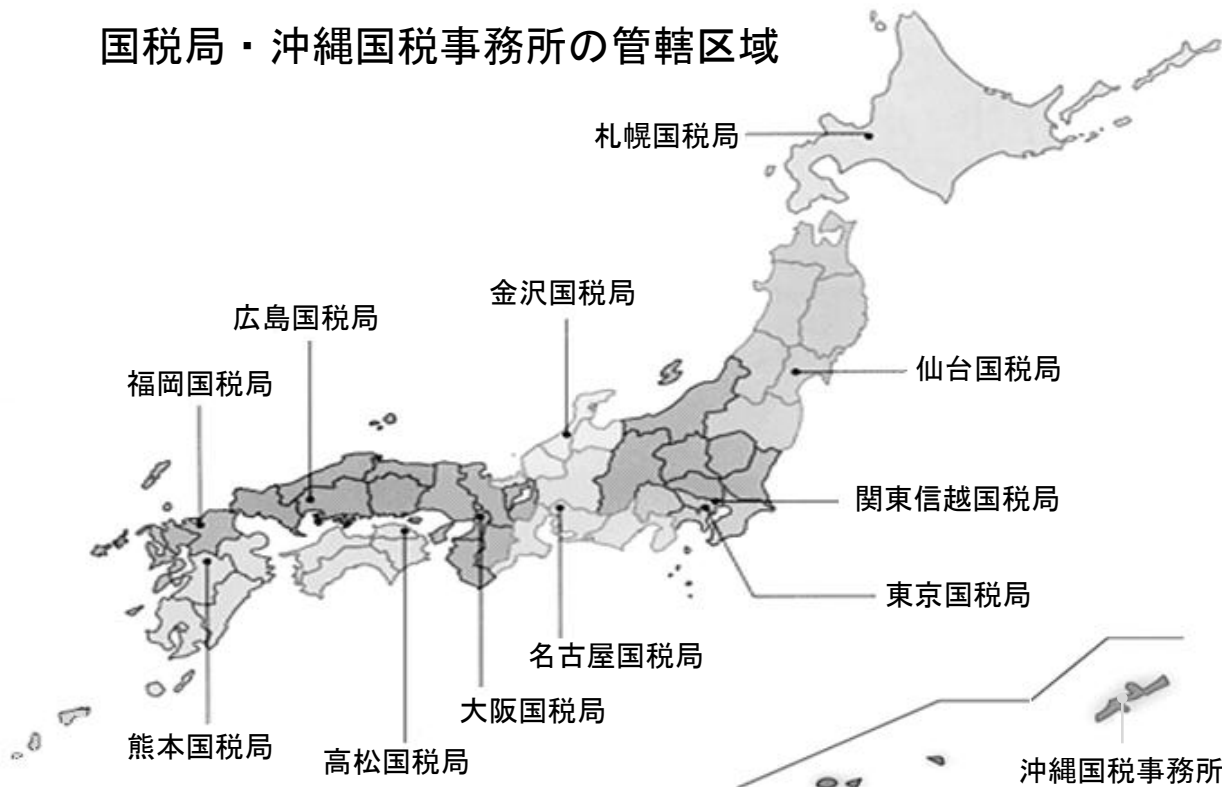
税務行政の現状と課題

1. 税務行政の現状

国税庁の機構



国税局・沖縄国税事務所の管轄区域



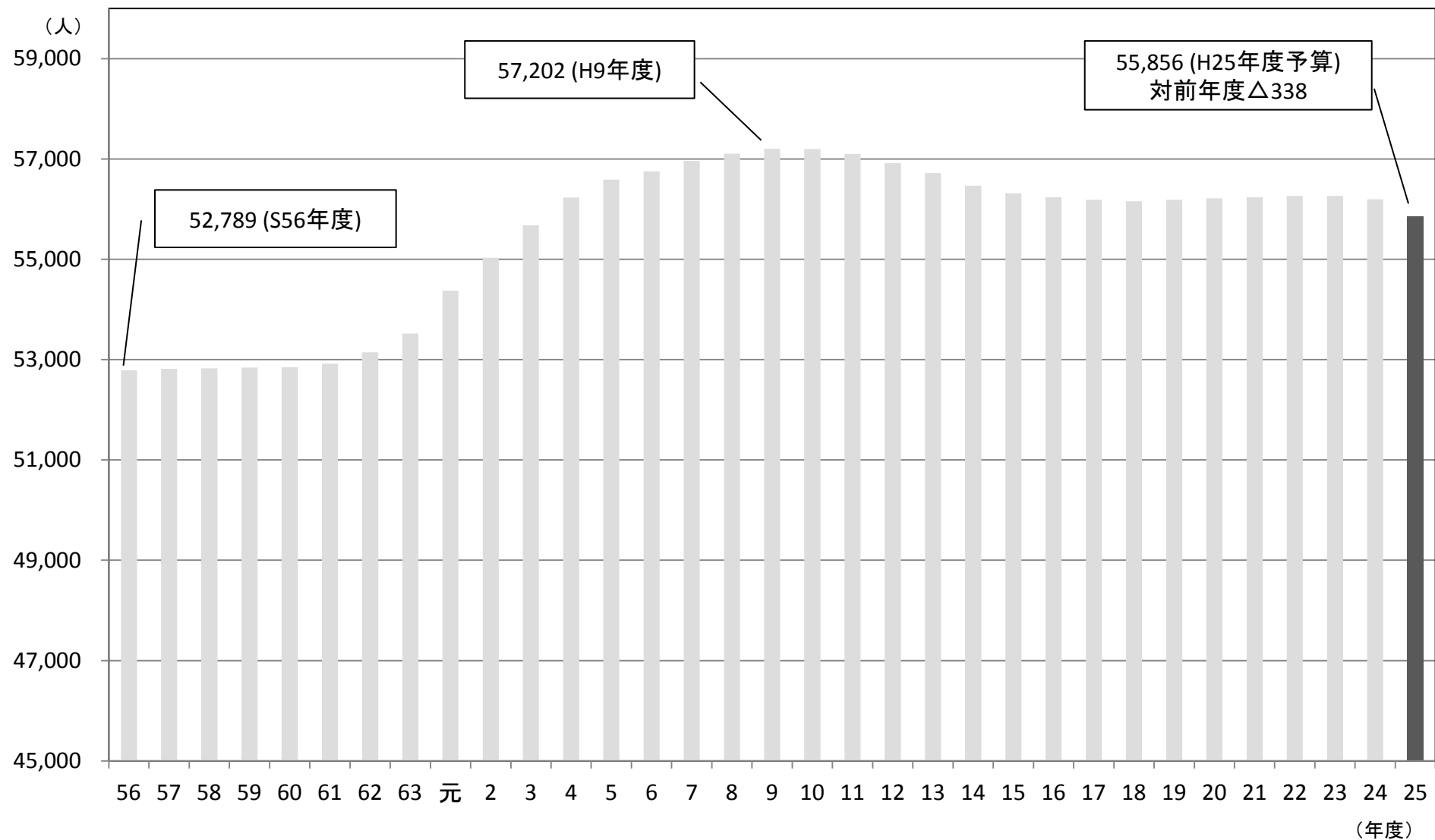
定員・税務署数・徴収決定済額 (単位:人、署、億円)

	合計	札幌	仙台	関東信越	東京	金沢	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
定員	56,194	2,186	3,226	6,189	15,799	1,345	6,129	9,398	3,184	1,636	2,523	2,054	463
税務署数	524	30	52	63	84	15	48	83	50	26	31	36	6
徴収決定済額	473,565	11,912	16,501	38,186	221,543	7,154	47,113	71,724	20,534	10,014	15,754	10,341	2,789

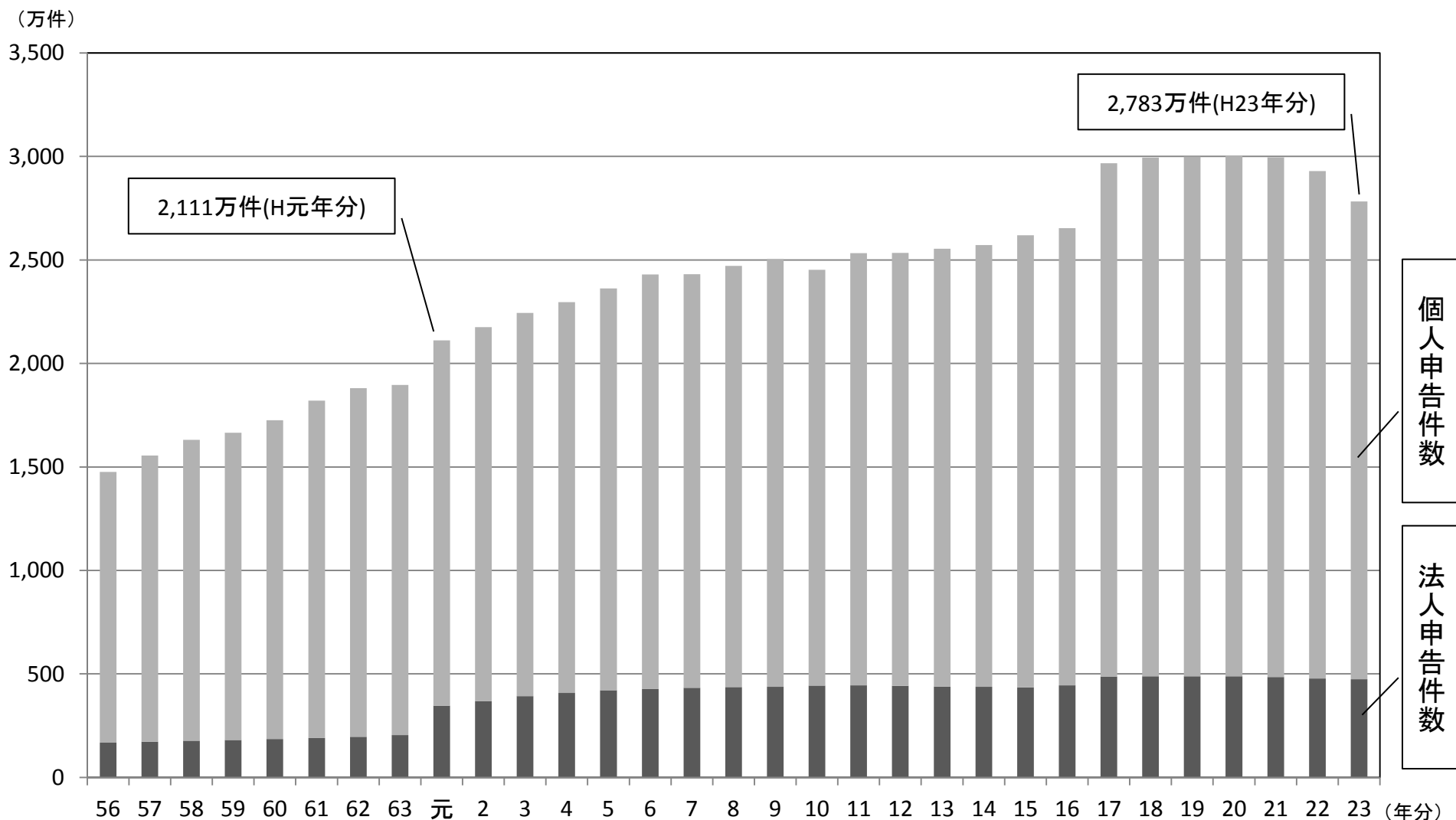
(注1) 定員と税務署数は平成24年度のものを示し、徴収決定済額は平成23年度のものを示す。

(注2) 定員の合計は、国税局及び税務署の定員の合計のほか、国税庁本庁、税務大学校、国税不服審判所等(2,062人)を含む。

国税庁の定員の推移

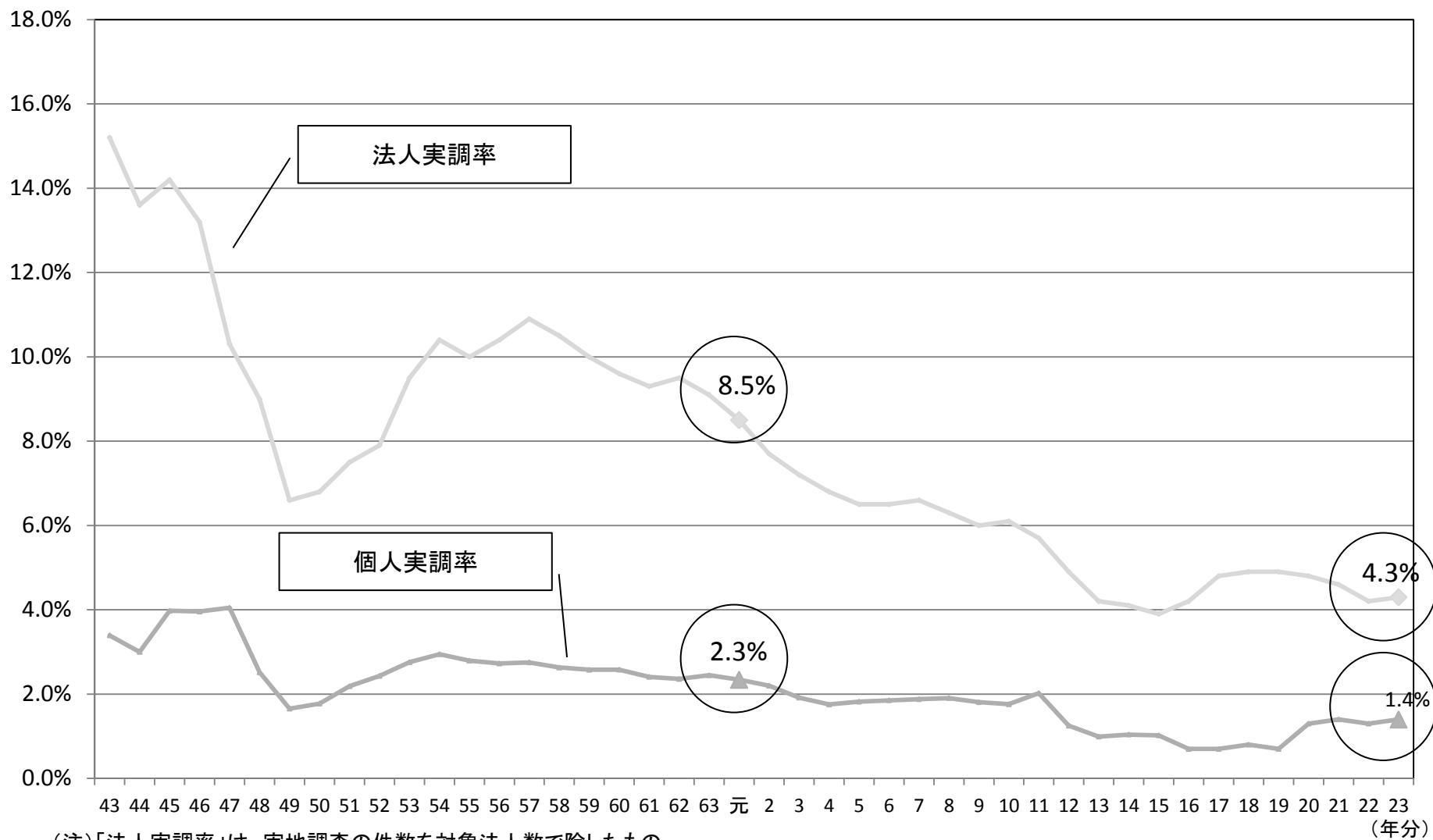


申告件数の推移 (法人税・所得税・消費税)



(注) 法人税は平成19年までは各事務年度(7月1日~6月30日)中に申告期限が到来したものに係る件数であり、平成20年以降は4月から翌年3月末までに終了した事業年度に係る件数、所得税は各年分の件数、消費税は各年度(4月~3月)中に課税期間が終了したものに係る件数を計上。

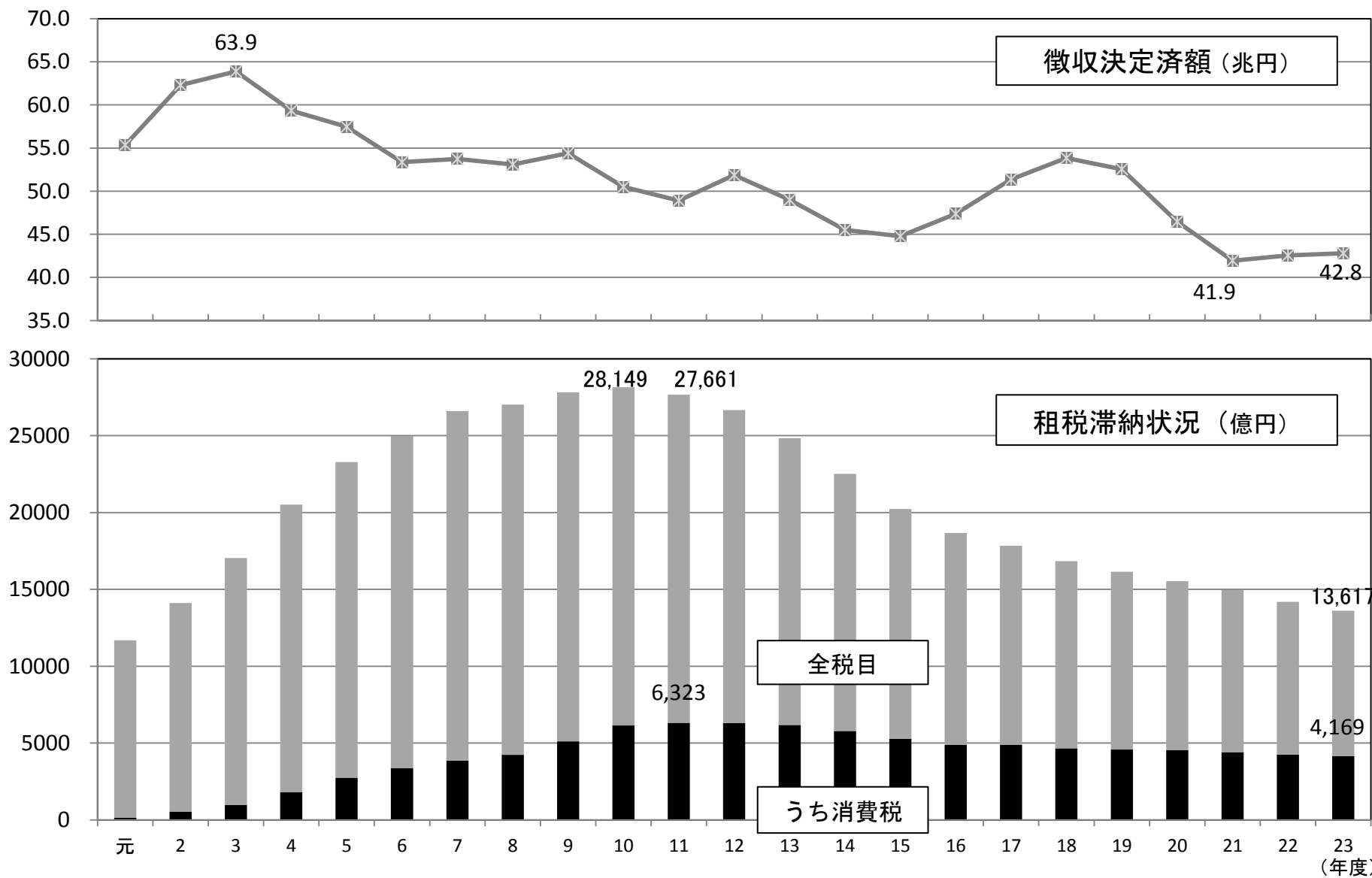
「実調率」の推移



(注)「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したもの。

「個人実調率」は、実地調査(20年分以降は実地着目調査を含む。)の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したもの。

租税滞納状況の推移



(注) 実数値は滞納整理中のものの額を示す。地方消費税を除く。

2. 税務行政の課題

電子化・ICT化の推進

➤ e-Tax(国税電子申告・納税システム)の推進

<意義>

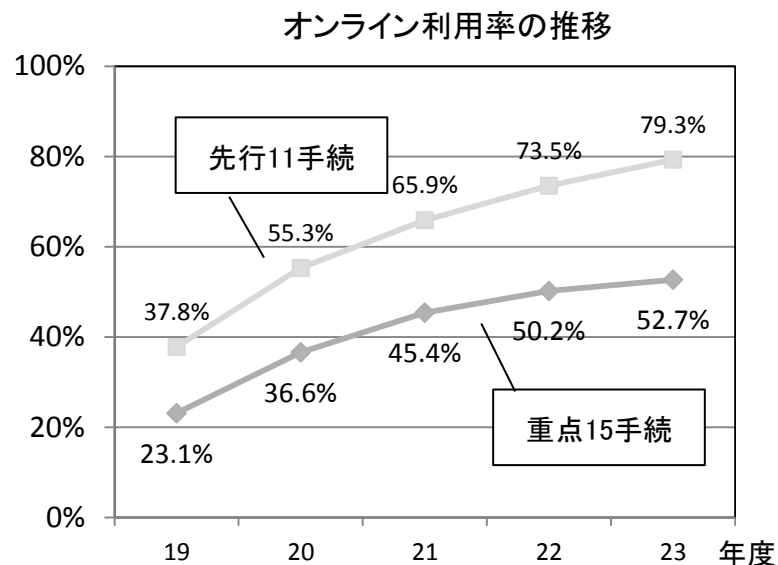
- ① 納税者の利便性の向上
(例) 税務署に赴くことなく申告・納税手続きを行うことが可能となる。
- ② 行政事務の効率化
(例) 窓口での申告書收受やデータ入力の事務を削減できる。

➤ 番号制度について

○ 今通常国会に法案が提出される予定

○ 同法案では・・・

- ✓ 「個人番号」は、市町村長が住民票コードを変換して得られる番号を指定して通知。
- ✓ 「法人番号」は、国税庁長官が会社法人等番号を基礎とした番号を指定して通知。

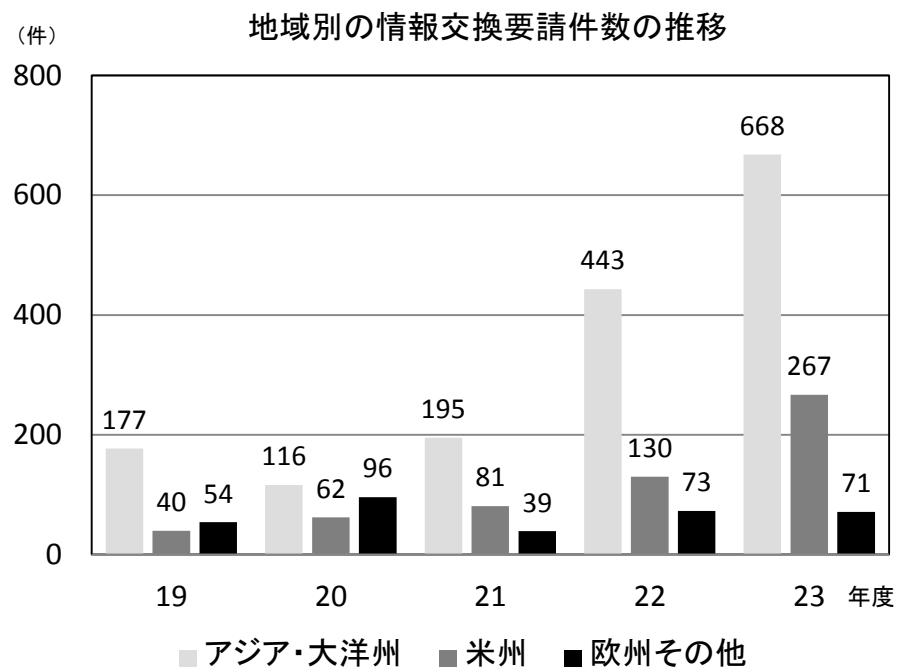
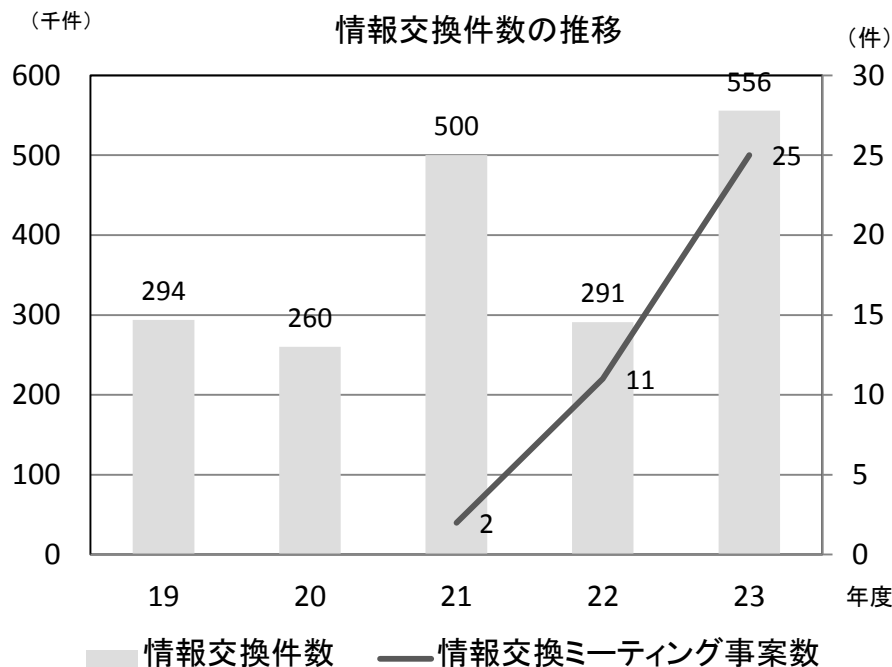


(注)「重点15手続」とは、所得税申告、法人税申告、消費税申告(個人)、消費税申告(法人)、酒税申告、印紙税申告、給与所得の源泉徴収票等(6手続)、利子等の支払調書、納税証明書の交付請求、電子申告・納税等開始(変更等)届出の15手続をいい、「先行11手続」とは、重点手続のうち下線の手続をいう。

国際化への対応 (その1)

➤ 租税条約等に基づく情報交換

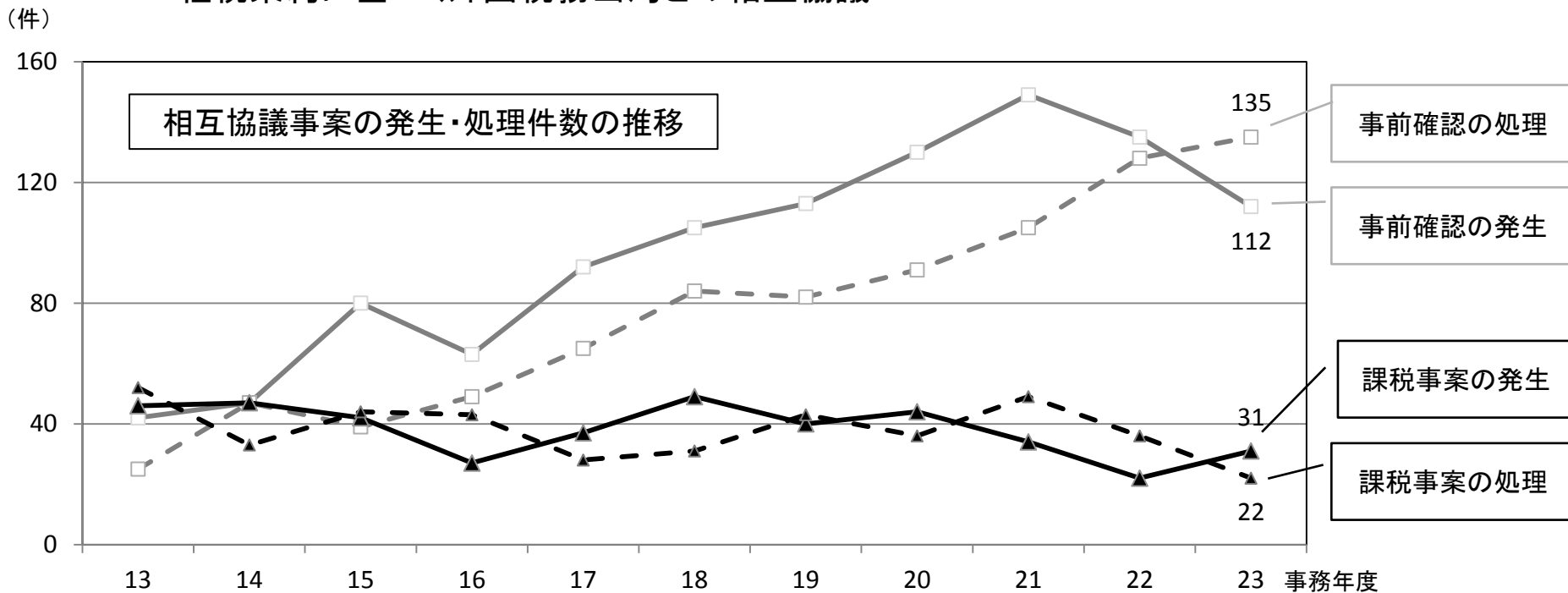
- ✓ 平成25年1月末現在、53の租税条約等を締結(64カ国・地域に適用)
- ✓ 一部の国との間では、情報交換ミーティングを実施
- ✓ 国際タックスシェルター情報センター(JITSIC)を通じた情報交換
- ✓ 日米同時査察調査取決



国際化への対応 (その2)

➤ 移転価格税制

- ✓ 通達等の整備による適用基準や執行方針の明確化と体制の充実
- ✓ 事前確認
- ✓ 租税条約に基づく外国税務当局との相互協議



※「事前確認の相互協議」(APA)とは、納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、外国税務当局との協議を通じてその合理性を検証し確認を行うもの。

「課税事案の相互協議」(MAP)とは、移転価格課税等により国際的な二重課税が生じた場合に、外国税務当局との協議を実施して問題の解決を図るもの。

税務に関するコーポレートガバナンスの推進

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、税務に関するコーポレートガバナンスの充実が効果的

これまでの
取組み

国税当局は、税務調査の機会に・・・

- 大企業のトップマネジメントと意見交換を実施するなど、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組みを推進
- 税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認・判定



新たな
施策

判定結果の良好な法人については・・・

- 当面の対応として、事業再編や特別損失など税務リスクの高い取引に関して納税者から自主的な開示を受け、その適正処理を確認することを条件に、調査間隔を延長

将来的
課題

当面の対応の実施状況を十分に踏まえ、近年、米国等で導入された事前開示制度(※)についても検討

※ 納税者が申告前に税務リスクのある取引を国税当局に自主的に開示し、その処理方法を両者で合意を図るという制度

改正国税通則法への対応

1. 税務調査手続等の明確化（税務調査の事前通知の原則等）

- 法令解釈通達等の策定・公表（平成24年9月）
 - ・「国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達の制定について」（法令解釈通達）
（→事前通知の例外事由の具体例や税務代理人に関する事項等を規定）
 - ・「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）」（職員向け）
 - ・「税務調査手続に関するFAQ」（一般納税者向け・税理士向け）
 - ・「税務手続について～国税通則法等の改正～」（一般納税者向けパンフレット）
- 先行的な取組の実施（平成24年10月～12月）

2. 更正の請求期間の延長等

- 更正の請求期間の延長（1年→5年）を踏まえ、改正法が適用されない年分（過年分）について、運用上対応（更正の請求に準じ、職権に基づく更正又は更正をすべき理由がない旨の通知）。

3. 記帳義務・記録保存義務の拡大

- 平成26年1月以降、記帳義務・記録保存義務の対象者が全ての個人事業者等に拡大されることから、地方公共団体や関係民間団体等との連携・協調を図りつつ、改正内容の幅広い広報・周知や指導の取組を実施。

消費税率の引上げ等への対応(転嫁・価格表示に関する政府全体の取組み)

「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針」(平成24年10月26日対策推進本部決定)

国税庁の主な対応

I. 転嫁拒否等に関する相談及び調査等

○ 転嫁拒否等に関する相談体制を整備

- ・ 電話相談等に対応する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センター(仮称)を設置。

○ 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備

- ・ 独占禁止法、下請法の特例に係る立法措置を講ずる。
- ・ 転嫁拒否等に関する調査等のための体制を整備
- ・ 事業者に対する転嫁状況に関する調査等を実施

○ 税率引上げ半年前には、相談窓口や転嫁対策調査官(仮称)による行政運営を開始

- ・ 25年4月には準備を開始できるよう関連法案を来年の通常国会に提出し、早期成立に全力を挙げる。

○ 便乗値上げ等への対応

- ・ 価格動向の調査、監視と共に電話相談窓口を設置。関係省庁間の連絡体制整備。

II. 広報

- 政府一丸となって転嫁等に関する積極的かつ効果的な広報活動(パンフレット・ガイドライン等を作成・配布)や説明会等を実施

III. 公共料金

- 各公共料金に共通する基本的な考え方を25年4月までに整理・公表

IV. 価格表示に関する事項

- 総額表示に関する弾力的運用のあり方について検討

V. 税制上・予算上の措置等

- 政府調達に関して税率引上げ後の消費税相当額を適切に予算に反映
- 予算編成や税制改正等の過程で、必要な財政上税制上その他の支援措置を具体化

■ 内閣府に設置される消費税価格転嫁等総合相談センター(仮称)では、価格表示等に関する相談にも円滑に対応できるよう、財務省(国税庁)等とも連携して必要な体制を整備。

■ 各税務署にも改正消費税法に関する相談窓口を設け、転嫁に関する相談に適切・丁寧に対応。

■ 各業界の所管省庁では、転嫁拒否事案等に関し、所管事業者を対象に書面調査等での情報収集や調査を実施し、必要な指導を実施。

■ 各業界の所管省庁に、転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官を設置。

■ 各業界の所管省庁に総合相談センターの分室を設置し、その相談内容を転嫁対策調査官による調査等に適切に活用。

※ 国税庁は酒類業界の所管省庁として対応。

■ 消費税の転嫁に関する立法措置や支援措置をわかりやすく説明した事業者向けのパンフレット等を公正取引委員会、経済産業省(中小企業庁)及び財務省(国税庁)のそれぞれで作成・配布。

■ 各業界の所管省庁を通じ、各業界からの総額表示の弾力的運用に関する要望を把握、その要望に応じ必要な弾力的運用のあり方を検討、事業者の準備に係る期間も考慮して適切な段階で事例集を公表。

その他の課題

- ◆ 東日本大震災への対応
- ◆ 租税教育の充実
など

(参考) 平成24事務年度における国税庁の実績の評価の目標

- 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
 - 1-1 税務行政の適正な執行
 - 1-2 納税者サービスの充実
 - 1-3 適正な調査・徴収の実施等、納税者の権利救済
 - 1-4 国際化への取組
- 2 酒類業の健全な発達の促進
- 3 税理士業務の適正な運営の確保